

- ・被災自治体が必要とする技術的情報（緊急措置の方法、トラブルの原因対処法等）の提供を迅速に受けることが可能。
- (2) 地域環境資源センター及び土地改良事業団体連合会
- ・会員である市町村へのサービス向上になる。
 - ・協定を交わすことにより市町村との結びつきが強くなる。さらに地域防災計画に位置付けられれば地位の向上につながる。
 - ・市町村の幹部等に対して組織の役割をアピールすることが可能。
 - ・災害時の被災状況や復旧方法等についての情報を蓄積することにより、今後の技術開発、設計等に反映することが可能。

5. 経費負担

災害対策基本法では、応援に要した費用は被災自治体が負担しなければならないと規定されているが、自治体間の自主的な取組を尊重することから、当事者間の話し合いとしている。

災害対策応援体制の構築フロー

1. 自然災害の発生



2. 災害対策支援本部の設置 (災害対策支援本部設置要領 第2条の1)

次に掲げる一号から三号の自然災害が発生し、甚大な被害の発生又発生するおそれがあると認めるときに、JARUSは「災害対策支援本部」を設置し、情報の収集、広報及び関係機関との連絡等に努め、災害対策応援に関する協定の円滑化及び初動体制の構築に努めます。

- 一 震度5強以上の地震があったとき
- 二 120mm/時間を超える豪雨があったとき
- 三 前号のほか、甚大な被害を伴う自然災害があったとき



「農業集落排水施設災害対策応援に関する協定」

3. 応援の要請 (災害対策応援に関する協定 第7条)

被災市町村又は被災市町村が所在する都道府県が、本協定による災害対策の応援を受けたいときには、事務局に対して要請を行います。この場合には、被災市町村は原則として都道府県を経由して要請を行います。

(事務局：JARUS 集落排水部 電話：03-3432-6282)



4. 中央応援本部の設置 (災害対策応援に関する協定 協定第8条)

応援要請を受けた事務局は、運営会議の会議長にその旨の報告を行い、会議長が広域的な応援体制が必要と認めた場合に、「中央応援本部」を設置します。

(中央応援本部は、災害対策支援本部をその指揮下に置きます。)

《中央応援本部と災害応援支援本部の取り扱い》

「中央応援本部」は、災害協定参加者を対象 (災害協定参加者からの応援要請により設置)

「災害応援支援本部」は、JARUS 会員を対象 (所定の自然災害の発生により設置)



5. 協定参加者等との連絡調整

協定参加者に対して、中央応援本部を設置したこと、災害対策応援の方針などについて連絡を行います。あわせて、派遣可能者及び調達可能資機材に関する情報の収集及び要請なども行います。そのほか、農林水産省及びその他必要と認める者に指導助言を求めます。



6. 中央応援本部の業務（災害対策応援）（災害対策応援に関する協定 第9条）

中央応援本部（事務局）は、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県と密接な連絡調整を行い、以下にあげる災害対策応援を行います。

【中央応援本部（事務局）の対応】

《本部対応》

- ・ 協定参加者に対し派遣可能者及び調達可能資機材の確認を行う。
- ・ 被災地への派遣計画の作成を行う。（被災地の受入れ態勢確認：交通・生活情報などの安全性確認、宿泊施設調査及び手配、班編成及び作業内容検討、その他情報収集など）
- ・ 協定参加者に応援派遣の協力要請を行う。（被災調査の日程調整、調査資機材の確認、現地集合までの案内・連絡、その他情報提供など）
- ・ 現地作業の進捗状況把握、協定参加者への状況報告を行う。（現場との連絡・調整、余震発生時の安否確認、緊急連絡への対応など）
- ・ 現地調査結果のとりまとめ協力（内業） 等

《現場対応》

- ・ 被災地への先遣隊の派遣及び被災調査の技術指導（説明会の開催、現地情報の収集、応援要請内容の詳細打合せ等）
- ・ 現場対応調整（被災市町村との連絡・調整、派遣者との合流・作業指示、作業進捗状況の報告、本部との連絡・調整・内業依頼） 等

※ 上記の中央応援本部（事務局）の対応については一例であり、被災市町村又は被災市町村が所在する都道府県の要請内容によりは変更となる場合があります。



7. 災害対策支援本部、中央応援本部の解散（災害対策支援本部設置要領 第2条の2）

応急対策、応急復旧が概ね完了し、事務局に対して新たな支援の要請がなくなった場合には、災害対策支援本部及び中央応援本部を解散します。



8. 災害対策応援の実績報告

運営会議員、協定参加者、農林水産省など、災害対策応援に協力を頂いた方に対して、災害対策応援の活動経過等について最終報告を行います。また、災害対策応援にて生じた問題点や課題などを整理し、今後の活動に対しての改善策の検討や体制の見直しを行います。

以上